

Weekly Report

第401号
平成29年3月21日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

申告内容に誤りがあった場合などQ & A

Q. 提出した確定申告書の内容に間違いがあり、税金を多く納めていた又は還付が少なかった場合は？

A. 「更正の請求」という手続を行うことで税金が還付されます。この手続は、更正の請求書に必要事項を記入して所轄税務署長に提出し、請求内容が正当と認められた場合は、減額更正が行われ税金が還付されます。

なお、更正の請求ができる期間は原則、法定申告期限から5年以内となります（28年分の所得税の場合は34年3月15日まで）。

Q. 間違いにより、税金を少なく納めていた又は還付が多かった場合は？

A. 「修正申告」により正しい税額に訂正し税金を納めます。この手続は、修正申告書を所轄税務署長に提出することになりますが、新たに納める税金は修正申告を提出する日が納期限となります（延滞税も併せて納付）。

なお、税務署から調査通知（実地調査を行う旨など）があった後に修正申告をした場合は過少申告加算税が課せられます。

Q. 確定申告を忘れていた場合は？

A. 申告期限後に申告をした場合は、納める税金のほかに無申告加算税が課されます。無申告加算税は原則、納付税額の15%（50万円超の部分は20%）が課せられますが、税務署からの調査通知前に自主的に期限後申告をした場合は5%に軽減されます。

なお、申告期限から1ヶ月以内に行われた自主的な申告であり、期限内申告の意思があったと認められる場合（納付すべき税額は期限内に全額納付している等）、無申告加算税は課されません。

4月から短時間労働者の社保適用対象が拡大

昨年10月から、厚生年金の被保険者数が501人以上の事業所に勤務する短時間労働者は、厚生年金・健康保険の適用対象となりました。

今年4月からは、500人以下の事業所についても労使合意（労働者の1/2以上と事業主が短時間労働者の社会保険加入に合意する）に基づき申し出をする場合は適用対象となります。また、規模にかかわらず地方公共団体に属する事業所の短時間労働者は適用対象となります。

なお、対象となる短時間労働者は、*週の所定労働時間が20時間以上、*賃金が月額8.8万円以上、*雇用期間が1年以上見込まれる、*学生ではない、のすべてに該当する方です。

29年度雇用保険料率は引下げ予定

国会に提出された雇用保険法等の改正案により、29年度の雇用保険料率は事業主・労働者負担ともに0.1%ずつ引下げられる予定です。

修正なく成立した場合は、4月以降の保険料率は一般事業：0.9%（事業主負担0.6%）、農林水産・清酒製造業者：1.1%（同0.7%）、建設事業：1.2%（同0.8%）となります。

なお、今年から適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合も、雇用保険料の適用対象となりました（保険料の徴収は31年度まで免除）。